

「在外日本関係史料をめぐる国際研究集会」報告

二〇一二年二月二日、日本学士院（久保正彰院長）との共催による「在外日本関係史料をめぐる国際研究集会」が開催された（国際学士院連合関連Ⅱ日本関係在外未刊行史料調査事業の一環）。報告者にはボン大学のペーター・パンツァー名誉教授を招き、「ドイツとオーストリアの文書館における日独／日墺関係の史料について」の報告があった。

パンツァー教授は、一八六一年の日孝条約・一八六九年の日墺条約以来のドイツ・オーストリアと日本の歴史的關係を概観し、現地の代表的な文書館（アーカイヴズ）とそこに所蔵される日本関係史料について紹介された。さらに、箱石大准教授（史料編纂所）との共同研究によって新たに見出したプロイセン史料のトピックスに触れ、箱石大准教授からも補足説明があった。ここでは、戊辰戦争期、フォン・ブランド公使が会津・庄内両藩と結んで蝦夷地に根拠地を獲得することを提案し、この提案を一旦却下した宰相ビスマルクだったが、他の列強が日本で利権を得ようとしているとの情報に接し、急遽その実行を命じたという史料の存在が明らかにされた。会場内にはどよめきがわいたが、ビスマルクの訓令が届いた時には戦争は終結しており、事なきを得たということである。パンツァー教授は二時間を超えて熱弁をふるい、ドイツ語圏における日本関係史料調査の重要さと課題の大きさについて強調した。

当日はさらに続けて、パンツァー教授監修のもとに二〇一一年度ドイツ・マンハイム市で開催された「遠来の友／日独修好一五〇周年記念展覧会」について、宮田奈々氏（現オーストリア学士院）から報告をうけた。

今回は、当日の発表内容をパンツァー教授にあらためてお取りまとめいただき、宮田奈々氏に翻訳をお願いした。

（プロジェクト代表／保谷 徹）

ドイツとオーストリアの文書館における日本関係史料

ペーター・パンツァー

1. 歴史的概略

日本とドイツ、厳密に言えばプロイセンの外交関係は一八六一年（文久元年）、日本とオーストリアは一八六九年（明治二年）に始まる。他のヨーロッパ諸国と比較するとかなり遅く、このことはドイツとオーストリアの文書館にはポルトガル、オランダ、イギリスの文書館ほど多く

の史料がないことを意味する。

ヨーロッパの地図を見れば、プロイセンもオーストリアも海運が盛んではなかったことが分かる。自国から直接海には出られなかった。プロイセンの海港はバルト海に面していたが、直接大西洋には出られず、公海に出るにはデンマークとスウェーデンの間の海峡を通らなければならなかった。オーストリアの港はアドリア海に面していたが、公海に出る

にはジブラルタル海峡を通航する必要があった。いずれも海峡は他の列強の思惑次第で容易く閉鎖されてしまう場所で、それが一九世紀の状況だった。

しかし、オーストリアのおかれた実際の状況は少し違っていた。ベルギーは一五世紀以降ハプスブルク家の支配下にあり、当時はハプスブルク家との関連でスペイン領あるいはオーストリア領ネーデルラントと呼ばれ、オーストリアはそこから公海に出ることができた。主港のオーステンデ港を拠点にインドや中国に商館を持つオーストリア東インド会社が精力的に活動していた。しかしながら、皇帝が男子継承者に恵まれず、一七四〇年に長女マリア・テレジアが即位した際にイギリスが即位を認める条件としてオーストリア東インド会社の解散を求め、数百年続いた輝かしい海外事業は幕を閉じた。オーストリアがイギリスの条件を受け入れていなければ、戦争が勃発してははずである。

その後、トスカーナを拠点にオーストリア東インド会社は再度設立された。最初のオーストリア東インド会社ほどの成功はなかったが、あるとき二人の中国人がこの東インド会社を通じてウィーンのマリア・テレジアとの謁見を許された。二人は広東からオーストリアの商船に乗ってヨーロッパに来たのだが、このときの二人をモチーフにした手彩色銅版画が残されている（フランス語とドイツ語で説明書き）。訪問者が日本人であれば、一八世紀のウィーンで日本人の美しい肖像画が作られていたのだが。

ちなみにスエズ運河の設計図はオーストリアで作られた。東洋に大変な関心を持っていたメッテルニヒが発案し、オーストリア人技師が作成したものである。建設費の一部はトリエステの産業・商工会議所が負担した。しかしながら、オーストリアはその後、戦争が続き、財政難となり、スエズ運河事業は莫大な負債を抱えてフランスに売却された。

幕末以前の日本関連の史料はドイツ、オーストリアには殆どないが、日本に関係した人物の史料はある。オーストリアの文書館の例の一つ挙げる。一八三五年（天保六年）にかの有名な日本研究者シーボルトがウィーンを訪れ、オーストリア皇帝にプライベートで夕食の招待を受けた。皇帝は日本に関心があったのだが、とはいえ、それは政治的なものではなく植物への関心だった。皇帝は大変な植物愛好家で熱心な庭師だったのだ。当時、ヨーロッパの貴族は日本の美しい植物を挙げて求め、特に人気があったのは椿、牡丹、シーボルトがメッテルニヒと名付けたシヤクナゲだった。これらの植物の植わっていない庭は庭ではないというほどだった。

そのときの皇帝の夕食への招待に対して後日、シーボルトは礼状を書き、祖父に付与された貴族の称号の再叙爵を求めた。一般的にシーボルトはドイツ人、ヴェルツブルク出身のためバイエルン人、もしくは、オランダ人と一緒に来日したためオランダ人と言われるが、貴族への叙爵はシーボルトの祖父に対しウィーンで決定され、贈られたものだった。「日本のシーボルト」に対してもオーストリア皇帝の決定でウィーンで再度爵位が認められたが、シーボルトが生まれたとき、彼はウィーンの皇帝の臣民だったわけである。そして、このシーボルト家の貴族への叙爵の記録は他のどこでもなくウィーンのオーストリア国立公文書館の部門・宮廷・国家（内閣官房）文書館にある（Haus-, Hof- und Staatsarchiv）。

冒頭でも触れたように、日本のドイツ（プロイセン）との外交関係は一八六一年、オーストリアとは一八六九年に始まる。日本のプロイセン最初の訪問は一八六二年の竹内使節団で、文久二年にあたることから文久使節団と呼ばれている。日本のオーストリア最初の訪問はずっと後のことで、明治六年のウィーン万博のときになる。昨年二〇一一年に日独

関係は一八六一年に調印された日孝条約を嚆矢とし一五〇周年を迎え、ドイツでは記念展が行われたが、このときにある重要な文書が誤って保管されていることが分かった。プロイセン文化財団枢密文書館で「一八六一年日孝条約、徳川家茂の批准書」として保管されている文書が実際は竹内使節団への信任書だったことが分かったのである。日本の研究者の方がドイツ、オーストリアの文書館を利用し、誤って保管されている文書を見つけることも研究の発展につながるだろう。

2. 日本研究で最も重要なドイツとオーストリアの文書館

文書の保管はどの国のどの時代でも必要なことである。条約書の保管、称号の授与、所有権の証明書等。大小に関わらず、文書の保管の必要がない政府、君主、修道院などなかった。統一した国家文書館の歴史は、しかしながらドイツでは比較的新しい。

ドイツに存在する統一的な文書館の最古のものは、一八〇三年に設立され、ブランデンブルク選帝侯領及びプロイセン王国の全軍事・非軍事文書を保管しているベルリンのプロイセン文化財団枢密文書館である。一八七一年にドイツ帝国が成立してからの文書は一九一九年になって独自の文書館（ポツダムの帝国文書館）に移動されたが、第二次世界大戦中にその多くが失われた。それに続いたのがフライブルクとポツダムの軍事文書館で、ここにはそれぞれドイツの戦争省や防衛省に関する書類が保管されている。ドイツ帝国成立後の外交関係の文書はずっと外務省、組織的には一九二〇年からは外務省付設の史料館で保管されている。

2. 1

ドイツ

2. 1. 1

ドイツ連邦公文書館

2. 1. 1. 1

ドイツ連邦公文書館、ドイツ帝国部、ベルリン

(BUNDESARCHIV, ARBEITUNG DEUTSCHES REICH, Berlin)

時代：一八六七年以降、一八七一年から一九四五年まで（＝北ドイツ連邦一八六七―一八七二年／ドイツ帝国一八七―一九一八年／ワイマル共和国一九一八―一九三三年／国家社会主義時代一九三三―一九四五年）

所蔵資料：首相官房、行政官庁、全省、裁判所の記録。日本関係ではビスマルク関連の史料等。

2. 1. 1. 2

ドイツ連邦外務省、外交史料館、ベルリン

(AUSWÄRTIGES AMT, POLITISCHES ARCHIV, Berlin)

時代：同右

所蔵資料：ドイツ連邦外務省は全時代のほぼ全ての外交史料を所蔵している。ドイツ外務省は日本の外務省と同じく、外務省職員がすぐに利用できるよう、外交文書については独自に保管している。日本関連ではドイツ帝国と日本の条約書や防共協定、三国同盟の条約書等の重要な文書が保管されている。

2. 1. 1. 3

ドイツ連邦公文書館、軍事文書館、フライブルク

(BUNDESARCHIV, MILITÄRARCHIV, Freiburg)

時代：同右

所蔵資料：軍事関係（陸軍及び海軍）の史料全て

2. 1. 1. 4

ドイツ連邦公文書館、ドイツ連邦共和国部、コブレンツ

(BUNDESARCHIV, ABTEILUNG BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND, Koblenz)

時代：一九四五年以降（第二次世界大戦後）

所蔵資料：ドイツ連邦首相官房、全連邦官庁、占領時代と民主主義国家としての再出発に関する史料、要職に就いた人物の書簡等の遺品、写真・映像資料等。

2. 1. 2

プロイセン文化財団枢密文書館、ベルリン

(PREUSSISCHES GEHEIMES STAATSARCHIV, Berlin)

時代：一八六七年前、一九一八年以降

所蔵資料：プロイセン王国の全史料を保管。日本関連の史料はあまりないが、重要なものは、例えばプロイセン東アジア使節団の江戸での写真など。プロイセン文化財団枢密文書館には二点ある日字条約条約書の一点が保管されている。

2. 2

オーストリア

オーストリアの国立の文書館はマリア・テレジアの勅命で一七四九年に設立されたオーストリア国立公文書館で、ここに現在に至るまでの全時代の史料が保管されている。

2. 2. 1

オーストリア国立公文書館

2. 2. 1. 1

オーストリア国立公文書館／家門・宮廷・国家文書館、ウィーン

(ÖSTERREICHISCHES STAATSARCHIV / HAUS-, HOF UND STAATSARCHIV,

Wien)

時代：オーストリア国家成立（最古の史料は八一一年）から一九一八年の君主制終焉まで

所蔵資料：神聖ローマ帝国時代（一四九五―一八〇六）、宮廷、内閣官房、オーストリア・ハンガリー帝国（一八〇四―一九一八）の外交史料。日本関連の史料を多数所蔵（日本とオーストリア関係の全記録、一八六九年（明治二年）から一九一四年（大正三年）までの公使館あるいは大使館の全報告書）。ハプスブルク家（家門）、帝室（宮廷）、国家（内閣官房、外交など）。

2. 2. 1. 2

オーストリア国立公文書館／国庫文書館、ウィーン

(ÖSTERREICHISCHES STAATSARCHIV / HOFKAMMERARCHIV, Wien)

時代：一五二七年のハプスブルク家の国家誕生からオーストリア帝国の終わる一九一八年までの財政関係の史料全て

所蔵資料：通商、建築、交通。直接日本に関連する史料はないが、オーストリア東インド会社の書類等が保管されている。

2. 2. 1. 3

オーストリア国立公文書館／一般行政文書館、ウィーン

(ÖSTERREICHISCHES STAATSARCHIV / ALLGEMEINES VERWALTUNGSARCHIV, Wien)

時代：一九一八年までのオーストリア帝国

所蔵資料：内政、法務、教育、農林及び通務。商務省で保管されていたウィーン万博の史料等に日本関連の史料がある。

2. 2. 1. 4

オーストリア国立公文書館／戦争文書館、ウィーン

(ÖSTERREICHISCHES STAATSARCHIV / KRIEGSARCHIV, Wien)

時代…一九一八年までのオーストリア・ハンガリー帝国

所蔵資料…軍事関係（陸軍及び海軍）の史料（海軍文書館 MARINEARCHIV）。オーストリア海軍関連の文書に日本関連の史料がある。また、オーストリア・ハンガリー帝国の武官の東京からの報告書、日露戦争に派遣されたオーストリアの偵察員の報告書、日本に駐在していたオーストリアの交換士官の一九一四年までの報告書、オーストリアに駐在していた日本の交換士官の書類、第一次世界大戦時に日本に収容されていたオーストリア・ハンガリー帝国の俘虜に関する史料等がある。

2. 2. 1. 5

オーストリア国立公文書館／共和国文書館、ウィーン

(ÖSTERREICHISCHES STAATSARCHIV, ARCHIV DER REPUBLIK)

時代…一九一八年に成立したオーストリア共和国の現在までの史料。第一次世界大戦で敗戦してから、オーストリアは自国の代表を派遣することができなくなったため、一九一八年から一九三八年まで東京からの報告書はない。政治的な関係はほぼ全て、ウィーンに駐在していた日本の公使を仲介しており、時折、オーストリアの貿易事業の代表をつとめていた東京のオーストリア名誉領事を仲介して行われていた。

注…2. 2. 1. 1. の家門・宮廷・国家文書館のみウィーン一区の歴史的建造物にあり、他の文書館(2. 2. 1. 2 から2. 2. 1. 5)は三区に新築された建物に統合されている。

3. 東京大学史料編纂所、箱石大准教授代表の研究プロジェクト「ドイツ・オーストリアの文書館における日本」

これまでの調査と今後の課題

このプロジェクトは始まったばかりで、今後の課題の方が調査の終了

した部分よりもはるかに多い。史料編纂所では以前、ドイツの文書館にある日本関係史料についてのリストを編纂し、出版している。ただ、史料を直接見ることができず、マイクロフィルムしか利用できない時代だったため、結果はあまり十分ではなかった。当時、マイクロフィルムの多くは東ドイツにあり、それがベルリンに戻り、数年前からまた利用できるようになった。史料編纂所は現在、利用できるようなものを補充し、研究の発展に寄与している。まず、プロイセン東アジア使節団に関する史料、またプロイセン、後にドイツ全権の公使となったマックス・フォン・ブランドの駐在時代の史料を整理することから始めた。また、史料編纂所ではこれまでフライブルクの軍事文書館の史料は確認していなかったため、ここから始めることにした。

フライブルクの軍事文書館では利用者は一日五冊の閲覧を許されるが、二人で行ったので十冊閲覧した。二日の調査日程で計二十冊を閲覧したが、これだけでも多くの資料があった。尚、資料を「冊」と数えたが、一冊に何点の資料が含まれているかは事前に分からない。この調査で分かったのは、そのうちの九冊が日本研究には重要で、利用できるということだった。つまり、複写し、翻刻、翻訳し、内容を吟味するということである。その九冊の資料とは次の通り。

Kaiserliche Admiralität 帝国海軍本部

Acta betr. die Einrichtung und Verwaltung eines Marine-Depots für die Japanische Station in Yokohama & Nagasaki, 1867/1884

横浜・長崎停泊時の海軍基地の設置と管理に関する文書、一八六七年
一八八四年

RM 1.42

Marine-Ministerium 海軍省

Acta betr. die Errichtung überseeischer Flotten-Stationen, 1866 bis 1868

海外寄港地としての軍港設置に関する文書、一八六六年～一八六八年
RM 1, 576

Ober-Commando der Marine 海軍総司令官

Acta betr. Errichtung eines Flottenstation-Depots in Ost-Asien, 1868
東アジアにおける軍港基地設置に関する文書、一八六八年

RM 1, 819

Marine-Ministerium 海軍省

Acta betr. die Errichtung überseeischer Flotten-Stationen, Bd. 2, Oct. 1868-Jan. 1873

海外寄港地としての軍港設置に関する文書、第二巻：一八六八年一月～一八七三年一月

RM 1, 867

Marine-Ministerium 海軍省

Acta betr. die mit Japan anzuknüpfenden Handelsverbindungen resp. eine dorthin u. nach Canton zu sendende Expedition, vom

Jahre 1854 bis März 1859

予定されている日本との貿易関係および日本・広東に派遣された遠征団に関する文書、一八五四年～一八五九年三月

RM 1, 2336

Admiralität 海軍本部

Acta betr. die Expedition nach den Chinesischen Gewässern vom Juli 1859 bis December 1859

中国海域に派遣された使節団に関する文書、一八五九年七月～十二月
RM 1, 2337

Admiralität 海軍本部

Acta betr. die Expedition nach den Chinesischen Gewässern vom Januar 1860 bis December 1860

中国海域に派遣された使節団に関する文書、一八六〇年一月～十二月
RM 1, 2338

Marine-Ministerium 海軍省

Acta betr. die Expedition nach den Chinesischen Gewässern
中国海域に派遣された使節団に関する文書

RM 1, 2339

Marine-Ministerium 海軍省

Acta betr. Entsendung der „Gazelle“ nach Ostasien, Bericht u. Auf-
enthalt in Yokohama, Bericht über politische Verhältnisse in Japan,
1863/1869

東アジアへの「ガツェル」号の派遣、横浜での滞在と日本の政治情勢についての報告に関する文書、一八六三年～一八六九年

RM 1, 2889

それぞれの資料の内容を簡単に説明すると、次のようになる。

一、「海外寄港地としての軍港設置に関する文書」は日本だけでなく、例えば南アメリカの軍港設立に関する計画等も含まれている。ただ、史料編纂所には日本関連の資料が重要なため、他の資料は特に分析はしていない。

二、「東アジアにおける軍港基地設置に関する文書」には日本における他の列強諸国の状況ややりとりについて興味深い情報が出ている。例えば、RMI/42には長崎でのロシアの軍港基地に関する大変詳しい記述が見られる。軍港設立、少なくとも兵站上有利な貯炭所を設置することは既にブランドの時代にプロイセン海軍の重要な案件になっていた。横浜に大きな石炭供給基地があったが、それはプロイセンの委託でアメリカの民間の汽船会社が管理していた。

三、例えば日本の陸軍の勢力に関する一八七三年の外務省宛の報告の添付資料など、とても読みやすい文書がある。ただ、自分用の下書きなど、文書の大半はやや読みにくい印象で、更に骨の折れるのが、だいたい前から使われておらず、今日、簡単に参照できる本には見つけられない表記である。軍港を求めて、ドイツ船は朝鮮の海域にもその可能性を模索した。当時の表記で記録されている港や島を今日の名称で特定することが編纂の際には不可欠である。

四、我々歴史家は一八六三年（文久三年）がいかに困難の多かった一年かを知っている。幕府と薩長同盟が為政を巡り、戦った一年である。ちょうどその頃にドイツの軍艦「ガツェツレ」号が、オイレンブルクが締結した条約書のプロイセン王の批准書を日本の批准書と交換するために日本に到着した。できるかぎり目立たないように執り行おうと、幕府はこ

のやりとりを江戸の陸地ではなく、船上で行おうとした。言ってみれば「ドイツの領地」である。ドイツの軍艦は長州藩の砲台、薩摩藩の鹿児島湾への砲撃の際にちょうど日本にいた。「ガツェツレ」号の艦長の海軍総司令部宛の報告には「ガツェツレ号の船上で」書いたとある。ペルリンの海軍元帥に砲撃の計画を伝え、もし、自分の判断で進めても良ければ「彦島」に何人か兵士を派遣し占領する、そうすれば、下関海峡を警戒する必要がない、と書いている。また、鹿児島湾の砲撃計画についても報告書を送っている。

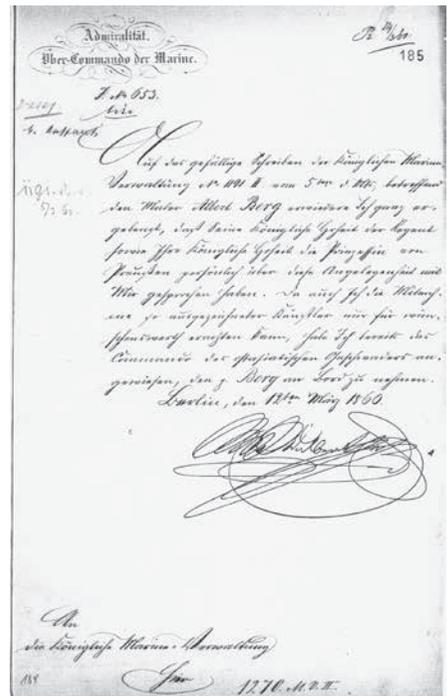
五、箱石准教授にとって特に興味深かったものは、一八六七年／一八六八年にかけての改革期の重要な一年でのマックス・フォン・ブランドからビスマルク宛の報告書である。この記録には繰り返し、マックス・フォン・ブランドが日本の混乱した状況を利用し、北海道をドイツの領地に獲得しようとして提案したことが書かれている。これを思いついた背景には、会津・庄内藩の大名が領地の一部をプロイセンの援助と引き替えに譲渡するつもりがあったことにあった。これは、私たちが見た海軍文書のなかでも特に重要な文書であった。尚、海軍文書の資料状況に基づき、箱石准教授はブランドと北日本の大名との関係や北海道を足がかりにしようとしていた可能性について分析を進めている。

六、昨年の日独修好一五〇周年記念展覧会では個人的にある別の文書に興味があった。「ガツェツレ」号からペルリンのプロイセン海軍総司令部宛の報告に横浜の地図があるのだが、ここにプロイセンの領事館と兵舎の位置が明示されている（図版1：Bundesarchiv Freiburg, Marinearchiv, RMI, 2889, 47, 一八六三年八月一日の添付資料4, 36.0×51.0cm）。この地図はまた、外国人居住区がイギリス、

フランス、プロイセン三つの管轄地域に分けられていたことを示している。これは、薩長同盟側の外国人排斥運動者が横浜の外国人居住区を襲った際の防衛を想定してのことだったのではないかと思われる。外国人は皆、当時、外国人排斥の風潮が激化することに恐れを抱いていた。これは明らかに行き過ぎた不安ではあったが、こういった不安が一度起こると、ピストルを持っていた者はピストルを抱えてベッドに入るような具合だった。この横浜の地図は、日本人、おそらく幕府の役人が書いたものと思われる。太線で縁取られている建物は例えば税関など、官庁所有の建物だった。筆跡は外国人のものとは考えにくい、とても美しいものである。ドイツ語表記は、「ガツェツレ」号に同乗していた誰かが書き加えたのだろう。管轄地域 (Front) という具合に翻訳されている。ちなみに、「ガツェツレ」号が停泊していた場所も記されている。

ただ、残念なことに二回目の調査以降、文書館が全海軍文書をマイクロフィルム化するにあたって利用できない状態が続いている。当時、少なくとも二年かかるとのことだったが、予定通りに進んでいれば今年から利用できるはずである。

最後にもう一つ面白い例を挙げたい。海軍文書にはプロイセン海軍総司令官プロイセン親王アダルベルトの通達書がある。アダルベルトは当時の王の叔父にあたる実にユニークな人物で、ウィーンの踊り子と結婚した。アダルベルト親王は日本に向かうプロイセン使節団にその国の景色や人々を描かせるための画家を同行させるといふ王室の決定を伝えている (図版 2: Bundesarchiv, Freiburg; Marinearchiv, KM1, 2338, 185)。彼の手紙にはこう書かれている: 「画家アルベルト・ベルグにつ



図版 2

いては、王、王妃お二方ともこの件について個人的にご相談させて頂いた。同行させるには特に優れた画家であることが望ましいと考え、既に東アジア艦隊の司令部にベルグを同行するよう指示した。ベルリン、一八六〇年三月一二日。

アダルベルトはとても印象的な筆跡でサインをしている。原画は残念ながら行方が分からないが、美しい彩色リトグラフィィは残っており、幾つかを史料編纂所が所蔵している。例えば、江戸城の門の景色や文久時代の銀座の景色など。今後、ドイツ、オーストリアの文書館での研究プロジェクトから新たな発見があること、そしてそれらが今後の歴史研究に生かされることを望む。

(翻訳・宮田奈々)

本研究集会は、科学研究費補助金基盤研究 (C) 「維新政府による情報・宣伝活動の政治史的研究」 (課題番号21520664、研究代表者: 箱石 大)、同基盤研究 A 「東アジアの国際環境と中国・ロシア所在日本関係史料の総合的研究」 (課題番号19202020、研究代表者: 保谷 徹) の一環として、その経費の一部も使用して行なった。